

大学審議会最終答申に寄せて

OGATA, Ken / 尾形, 憲

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei University Economic Review / 経済志林

(巻 / Volume)

59

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

229

(終了ページ / End Page)

243

(発行年 / Year)

1991-09-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008553>

【研究ノート】

大学審議会最終答申に寄せて

尾形 憲

はじめに

臨時教育審議会の答申をうけて1987年に発足した大学審議会は、2度にわたり審議経過の概要を発表した後、本年2月、「大学教育の改善について」、「学位制度の見直し及び大学院の評価について」、「学位授与機関の創設について」、「短期大学教育の改善について」および「高等専門学校教育の改善について」と題する最終答申を行った。また5月には、「平成5年度以降の高等教育の計画的整備について」および「大学院の整備充実について」と題する最終答申を行った。文部省では、これらの答申を受けて、6月3日大学設置基準、大学院設置基準、短期大学設置基準などの一部を改正する省令を発表した。このうち大学教育の改善についての答申の柱となっているのは、本誌第58巻第3・4合併号の拙稿（以下「前稿」）でも見たように、専門教育、一般教育、外国語教育、保健体育という区分を取り払った設置基準の大綱化と大学の自己評価である。

本稿では、これらの答申のうち、大学教育の改善についての答申と高等教育計画についての答申を検討の対象とする。

1

前稿で述べたように、戦後新制大学が発足するさい、アメリカ流の一般教育が導入されることになった。一般教育の重要性について答申はいう。

「一般教育の理念・目標は、大学の教育が専門的知識の修得だけにとどまることのないように、学生に学問を通じ、広い知識を身につけさせるとともに、ものを見る目や自主的・総合的に考える力を養うことにあり、入学してくる学生や諸科学の発展の現状から見て、このような理念・目標を実現することが一層必要となっている」

このような考え方からいえば、専門教育や一般教育などの区分の撤廃は、以前経済界などから言われていたような一般教育の縮小ないし廃止・専門教育の強化を意味するものでないばかりか、むしろその逆であるといわねばならない。1989年11月24日に行われた「国庫助成に関する全国私立大学教授会関東連絡協議会」の研究会「大学審議会・大学教育部会の『審議の概要』をめぐる」のなかで、報告者の大学審議会委員・中央大学教授戸田修三氏はつぎのように言っている。

「今度の〔大学設置基準の〕大綱化、簡素化によって、一般教育が廃止されるとか、あるいは軽視されるとかいうことがまことしやかに言われております。そして3月14日には西岡文部大臣が追諮問という実質を持った所信表明を行いました。その中にも、そういった趣旨に読み取れるような一般教育についての表明がありまして、それらが両々相まって、一般教育廃止論ではないかと言われております。しかし3月14日には、私も含めて、一般教育の重要性について多くの委員が滔々と述べまして、このような所信表明は誤りであるということについて申し上げました」

もともと、大学設置基準という省令で、一般教育何単位、外国語何単位など、以前にはさらに細かく一般教育のうち人文・社会・自然三分野についてそれぞれ12単位などと大学で学ぶ内容について国が云々するのは、大学の自治に対する介入であるといわねばならない。1971年の中教審答申、いわゆる46答申では一般教育と専門教育の関係が論議され、その形式的区分の解消が提唱されている。その後一般教育課目は三分野にわたり36単位とし、しかもそのうち12単位までは外国語科目、基礎教育課目または専門教育課目の単位で代えてよいとされ、規制は次第に緩められる方向と

なった。今回の大綱化はその延長線上にあるものというべきであり、大学としては少なくとも原則的には歓迎すべきものといってよい。

本来大学の教員はすべて何らかの学問分野での専門家であり、専門教育担当の教員と一般教育等担当の教員が固定されていること自体問題である。1990年開校をめざしたが、実現の夢が遠のいた水俣大学の構想では、専門教育課目と一般教育課目との実質的区分はせず、全体として人間形成を中心に考えるとしていた。

問題はこのような区分を取り払った大学とは何か、その教育目標は何かということである。

学校教育法第52条によれば、大学の目的は「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開することを目的とする」となっている。これは戦前の大学令で「大学は学の蘊奥を極め」といわれていたものに、一般教育の導入での「広く知識を授ける」を付け加えたものといってよい。前稿で検討したように、1990年の大学・短大の進学率36.3%、大学だけでも24.6%という大学大衆化の今日、ここで言われている大学の目的が何と空疎に聞こえることであろうか。大学の教育目標が明確でないまま、その中の専門教育・一般教育を云々することはおよそ無意味であろう。

「大学審が強調しているような一般教育理念というものとは現実的に生かされるかどうか。

これは一例ですが、ある大学の工学部の建築のほうから、建築科に進む学生には教養課程で美学と社会学と心理学をやらせてくれという注文がきた。建築学という領域は、すでに専門としてもそこまで広がりをもってきている。これらを一般教育と考えるか、あるいは専門の膨らみと考えるか」（民主教育協会『IDE』No. 325, 1991. 6, p. 23）

現在でさえ、一般教育36単位中のうちの12単位は基礎課目や専門教育課目でおきかえられる傾向があり、とくに医学部とか工学部などの目的学部でそれが目立っている。今回の「大綱化」によってこのような一般教育の

圧縮が一層進められるのではないかというのは、筆者だけの杞憂ではあるまい。

とくに1992年をピークに、18歳人口が激減に向かう今後、大学、とくに私大間の生き残り競争は激化することとなろうが、その際特色を出しやすいのは専門教育である。次節で見るように、定員割れから廃校の続出さえ危惧される地方の大学となればなおさらである。本稿では短大は検討外としているが、短大設置基準も同様な大綱化がなされているから、2年ないし3年という短期間の短大にあっては、問題はより深刻であり、専門学校との対抗上からも一般教育圧縮の方向が強められるのではないかと思われる。

このように、理想的には今回の大学設置基準の大綱化は歓迎すべきものであるが、現実には大学審議会の意向とは逆に一般教育軽視の方向に向かう虞れがきわめて大きい。

審議会答申は、一般教育課目や専門教育課目などの区分の撤廃にともない、一般教育等担当教員と専門教育担当教員の固定化の解消、複数学部をもつ全国国公立の大学の約4割に設けられている教養部の改組転換を提唱している。これにともない、今回の設置基準の改正でも、従来あった専門教育や一般教育などについての教員数の規定はなくなった。

教養部の改組転換は教養学部とか人間科学部とかいう形で独立の学部になるものと、既存の専門学部にタテ割で教養部教員が分属するものが考えられる。いずれにしても教員の配置の変化が伴うものである以上、大きな摩擦は必至であろう。

つぎにもう一つの柱である大学の自己評価を検討しよう。

今回の設置基準の改正では、第1章総則のなかに新しくつぎのような1条が設けられた。

「(自己評価等)

第2条 大学はその教育研究水準の向上を図り、当該大学の目的及び社会的使命を達成するため、当該大学における教育研究活動の状況につ

いて自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする」

この条項により適切な自己評価体制があるかどうかということも、大学設置の認可の際の審査対象となることになった。だが、前稿で見たように、医学部や工学部のような“自動車学校型大学”はともかく、経済学部にも典型的な“劇場型大学”で、とくに教育について、どのような自己評価ができるというのだろうか。答申は設置基準の大綱化によって大学の水準の低下が懸念されるが、これを防ぎ、教育研究活動の活性化を図り、質を向上させるために、不断の自己点検が必要であるという。

「国庫助成に関する全国私立大学教授会連合（以下「全国連合」）は、単に上を向いての「金よこせ」運動ではなく、教育研究の現場に身をおく教授会という立場から、これからの大学のありかたを見すえ、これに近づく努力を重ねることを原点として国庫助成運動を進めてきた。そして1985年からは常設の高等教育政策検討委員会を設け、臨教審や大学審議会の答申を単に批判するだけでなく、全国連合の側からも具体的な代案を提示する努力を続けてきた。1990年度から91年度にかけ、筆者はこの委員会の委員長を仰せつかり、大学審議会の「審議の概要（その2）」などについて委員会内で討論を深めた。その一部は「1991年度・高等教育政策検討委員会年次報告」として出されているが、今後さらにこの論議を発展させていく予定である。

全国連合では1974年の発足以来、4年に一度「全国私立大学白書」を刊行してきた。過去4回、全国100数十から200をこえる大学・短大についてさまざまな研究教育条件、財政などについての詳細なデータを、第2回以降はこれに加えて学内での改革の実状をも、収録したものである。現在第5回の白書委員会が発足し、来年の秋に向けて白書作製の作業に着手している。この白書は、日本私立大学連盟などの白書と異なり、個別大学のデータを掲げたものである。大学名はC-43というようにコードナンバーで

記されているが、A, B, C…Fはそれぞれ北海道から九州に至る地区を表わしており、学生数がいくらでどういう学部があるなどというのを詳細に見れば、具体的な個別大学名は判断できる。悉皆調査でないのが残念だが、これは私立大学の一つの自己点検といえよう。

個別大学では、20数年前になるが、法政大学で若手教員を中心とした「法政大学研究教育体制懇話会」が新制大学として発足以来の研究教育条件、財政、管理運営などについて詳細な白書を出したことがある。その後日本大学では教職員組合が、立命館大学では大学当局が、同様な白書を出している。経理の公開がよくとり上げられるが、経理だけでなく、研究教育条件や学生の現状その他の大学の実態について詳細なデータをたえず公開していくことは、国民の理解を深め、国庫助成運動を進めていく上にも、必要不可欠のことといわねばならない。

2

私たちがつぎにとり上げるのは高等教育計画である。

前にも出てきた1971年の「46答申」で、はじめて「高等教育の整備充実に関する国の計画的な調整」の必要性が強調された。これをうける形で1972年に文部省内に高等教育計画課が設けられ、また審議機関として高等教育懇談会が発足した。懇談会は76年の春、この年から80年までの5カ年計画を発表したが、このとき予想された80年における大学・短大への進学率は40.3%であった。46答申での予想が47.2%だったのと比べると大幅な下方修正である。

第2次の高等教育計画は1980年から86年までのもので、79年12月に大学設置審議会の高等教育設置分科会から発表された。これまで戦後増加を続けてきた大学・短大への進学率は、76年の38.6%をピークに横這いしないし低下をはじめ、第1次計画の目標年次80年の進学率は40.3%をはるかに下廻る37.4%に止まった。進学者数も、ただの一度の例外もなく上昇を続

けてきたのが、76年には前年比約3,600人減という異変である。第1次計画の目標年次80年の予想は64万人だったのが、現実には59万人となった。こうした変化を見て第2次計画では86年の進学率を37%と予想した。

第3次計画は84年6月に大学設置審議会大学設置計画分科会から発表され、86年から92年までのものである。第2次計画で37%と予想された86年の進学率は実際は34.7%に過ぎなかった。第3次計画の期間中18歳人口は86年の185万人から増え続けて、92年の205万人でピークに達する。その後が問題である。93年から低下に転ずる18歳人口は、2000年には151万人となる。その後もなお減少を続けて2007年には129万人、2008年には121万人にまで下がってしまう。93年以降の激減をも考慮しながらの計画でなければならぬ。

そこで出されたのが、18歳人口の増加にあわせての定員増を恒常的なものと減少時にそなえての臨時的なものに分けることであった。前者が4万2,000人、後者が4万4,000人、合計8万6,000人である。92年の予想進学者数は72.9万人、進学率は35.6%とされた。

この計画が発表されたとき、日本リクルートセンターでは、この計画が達成されるかどうかについて各方面にアンケート調査を行なった。その際大半が否定的な回答だった。筆者もその1人である。1993年以降の急減期のことを思えば、恒常にせよ臨時にせよそう簡単に定員増というわけにはいかない。第1次ベビーブームの世代の進学時には、生徒数が最高で2,800人をこえた東京のA高校は3学年あわせて20数人にまで落ちこみ、募集停止、事実上の廃校となった。名門のS高校も2,200人からわずか10人にまで減少したが、都心の校地を売却して千葉県に移り、某マンモス大学の系列下に入ってやっと生きながらえた。このとき大学は進学率が上昇の一途だったから、高校のような事態は生まれなかったが、今度は進学率が低迷から下降である。うっかり定員増をしたらあとの咎めが恐しいということになるだろう。

ところが、大方の予想を裏切って、蓋を開けてみたら新增設、定員増の

ラッシュである。入学定員は90年度ですでに恒常で6万人、臨時で5万人と、どちらも目標を大きく上廻った。とくに地方自治体の誘致が目立つ。だが、18歳人口減少期になったらどうするかについては、大学の方も、地方自治体の方も、まったく目途が立っていないようである。

このような状況のなかで、今年の4月、大学審議会高等教育計画部会は1992年から2000年までの計画を発表した。それによれば、今後の規模の縮小が見込まれる時期には、これまでのような計画的な整備目標を設定することは困難であるとして、目標年次に①進学率40.0%、進学者数64.9万人、②同じく41.2%、66.7万人、③同じく42.2%、68.2万人という三つのケースが想定されている。この場合、1990年度で62.7%の合格率はそれぞれのケースで71%、75%、79%程度と予想される。そしてこの計画では当面ケース1を念頭において今後の政策を推進するとしている。

なお、今回の計画では、生涯学習、国際化の声を反映して、社会人学生および外国人留学生も加えており、これが加わった場合の進学率はいずれのケースも3%増と見込まれている。

計画は今後の18歳人口の急減に伴ない、国公立を通じ、定員の充足に困難を生ずるなどの厳しい環境が予想されるとし、「私学経営に関する相談体制の一層の充実とともに、万一、廃止の危機に陥った私学が生じた場合における学生の取扱い等については、適切な対応を行うための方途を検討することが必要である」と言っている。

アメリカの大学は70年代に倒産、合併などが相次ぎ、進学適齢人口がさらに減少する80年代にはこうした状況が一段と激化するものと予想されていた。ところが現実にはそうした事態とはならず、むしろ大学数も学生数も増えている。これは若年層は減少しても、成人学生と黒人などのマイノリティ、とくに前者の獲得に成功したからである。アメリカの大学はこれまでも成人学生受け入れの実績をもっており、危急存亡の時にあたってその努力にさらに拍車がかげられたということである。

日本の場合はどうか。今次計画でも、社会人学生の積極的受け入れを提

言しているし、また国立の昼夜開講制、私学の社会人入学の拡大でたしかに社会人学生は増えている。しかし、今後の18歳人口の急減をカバーするような社会人学生の拡大は到底不可能であろう。むしろ、本来勤労学生の学びの場であった夜間部と通信教育がいずれも昼間部に入学できなかった学生の吹きだまりの場となっている現実がある。そうした現状で昼間部の入学が比較的容易になれば、夜間部と通信教育にまず定員割れから募集停止という危機が訪れることになるだろう。

上に見たように、82年までの第3次計画は予想をはるかに上回る新增設、定員増となった。臨時増員分を差し引いた恒常的入学定員は91年に56.5万人となり、92年の計画目標53.7万人をすでに大きく上廻っている。急減期には、今まで大学・短大に入学できなくて専門学校に入学していた層が大学・短大に入れるようになるから、大学や短大の倒産はあるまいという楽観論もある。しかし、そうはいかないのではないか。これまででさえ、定員に満たない大学・短大があったのである。夜間部や通信教育に止まらず、昼間部の大学・短大も深刻な事態に追いこまれる所が出てくるものと思われる。

そうしたところは私学、とくに地方の短大である。筆者は以前「私学の中小企業的体質」を問題にしたことがあった。中小企業は大企業にとり安全弁、クッション的存在であり、産業予備軍的存在である。好況のときは残業残業と忙しさを一手に引きうけるが、不況になれば倒産続出となる。私学も進学人口増大時は、高校では1クラス120人というような超つめこみとなる。第1次ベビーブーム世代の進学時に文部省は何の計画も持たず、専ら私学に大学・短大での増員を引き受けさせた。ピークの1966年には、実に26校の私立大学、55校の私立短大の新設があったのである。しかし一旦潮が引けば、私立高校は前に見たような状況になった。今度は私立大学・短大の番となりそうである。

だいぶ前のことであるが、ある文部官僚は言った。「私学は勝手におつくりになったのだから、苦しくなったらおやめになったらいいではありま

せんか」最近はさすがにこうしたあからさまな声はないが、国の姿勢に基本的な変化はない。

これまでの高等教育計画で一貫しているのは、前節でも問題にしたが、大学とは何かという理念ないし哲学の欠如である。ある程度の進学率を確保し、浪人を溢れさせて社会問題としないためにどうするかという、学歴社会を前提とした現状追隨的な数字の操作にすぎない。

たしかに今回の報告でも、今後の高等教育の基本的な在り方とか高等教育の質的充実というようなところで、国際化とか生涯学習とか、さまざまな問題がとり上げられている。だが、大学とは何かという答えはついにない。

筆者は経常費補助がはじめられた経緯について、筆者と当時の文部政務次官であった西岡武夫氏と和光大学学長だった梅根悟氏との鼎談（『ジュリスト』No. 584, 1975. 4. 1）での西岡氏の発言を思い出す。

「……追こまれた形で現在の私学助成というものがスタートを切った……これまでは私学助成についての理論というものがなかったのです。ないままに何とかしなければいけないということで、とにかくつかみ金みたいな形で私学助成が始まった。それがいまだに……私学に対する財政基盤を確立する方策というものがまだきちっとしたものになっていない原因になっています」

いうならば私大への経常費助成はとどさくさまぎれとの産物だったのである。私大とは、さらに大衆化された大学とは何かという根本的な質の問題は不問であり、そこには“思想”ならぬ“無思想”しかなかった。そしてそれはその後の度重なる高等教育計画でも同様だったのである。

たとえば人口10万人に医師が150人とか、40人学級実現とかいう目標のため、医師や教師をどれだけ養成せねばならぬかというような計画は可能である。また景気の見通しなど困難な要素はあっても、技術者の養成などもまだある程度の見通しは立つ。今次計画でも、医師、歯科医師、教員、船舶職員、獣医師はおおむね必要とされる整備がすでに達成されているとし

て、その拡充は予定しないが、看護職員についてはさらに整備の必要があるとされている。

このような自動車学校型大学の学生数については計画は可能である。だが現状の劇場型大学の学生については、それはおよそ不可能といわねばならない。学歴交付所としての大学でなく、ほんとうに学びたい者が学ぶ大学となつてこそ、それはある程度可能となるだろう。

3

「大学教育の改革について」の答申でも、高等教育計画についての答申でも、高等教育財政の充実についてそれぞれ一定の言及がなされている。前者ではつぎのように言われている。

「高等教育財政については、その充実のため、種々の努力がなされてきたとはいえ、近年における国のきびしい財政事情を反映し、教育研究の維持・発展の上で深刻な状況にあると言える。我が国の高等教育に対する公財政支出は先進諸国に較べ国全体の経済規模から見ても十分なものではなく、関係当局においては、大学の実情を踏まえ、高等教育財政の充実に努力することが望まれる。

また、各大学においても、国公立の別等それぞれの実情に応じ、大学教育の改善を進める上で必要な財政的努力を行うことが望まれる」

また後者では、上記のような認識に立って、

「今後期待される高等教育の質的充実の方向である『教育機能の強化』『世界的水準の教育研究』『生涯学習への対応』を実現するため、各大学等におけるこれらの方向についての取組み状況に応じ、その努力を積極的に奨励するため必要に応じ重点配分を行う必要がある。

なお、特に大学院については、全体的に基盤的整備を図るとともに、今後世界の第一線に伍して水準の高い教育研究を積極的に展開しうよう、教育研究活動の評価を踏まえて重点的な整備を行うことが適当である。

さらに、各種高等機関の財政的基盤の充実強化のため、民間資金の積極的導入の促進が図られる必要がある」

と述べられ、国公立に分けて、それぞれ以下のような提言が行われている。

国立大学・短大については、国立学校会計の充実とその教育研究の質的充実のための基盤的整備及び各大学等の努力の奨励のための重点配分の推進。寄付講座・寄付研究部門や後援財団などによる民間資金の導入の促進。

公立大学・短大については当該地域社会の要請や学術研究上の進展等に応じた教育・研究の展開の努力の支援のための財政措置。

私立大学・短大については、経常費助成の推進。そのさい特に大学院教育、外国人留学生受け入れなどの国際交流、地方の高等教育機関の整備、特色ある教育研究などに対する助成の充実。さらに民間資金導入の促進。

このほか、日本育英会や地方公共団体、民間奨学法人等による育英奨学事業の振興、学生の経済的負担の軽減のための私学助成の推進、大学院博士課程の学生について特別研究員制度の充実も提言されている。

見られるように、いずれも「…の推進」とか「…の充実」とはいつでも、それらを実現するための具体的な内容を伴ったものではない。国公立を問わず、研究教育条件の実態が実に深刻な状況にあることは、国立大学の建物や設備の老朽化、資料の不整備状況などの最近の新聞報道でも明らかである。また国際比較で見ても、GNP に対する高等教育への公財政支出はアメリカ1.2%、イギリス1.2%、旧西ドイツ1.3%に対し、日本は0.7%と半分程度にすぎない(文部省『教育指標の国際比較』平成2年版)。こうした実情に対し、これを具体的にどのようにするかという内容を伴った説得力のある提言は、今回の答申にはついに見当たらない。

私立大学についていうなら、私大全体の経常費に対する経常費補助の割合は経常費補助が発足した1970年度の1.2%から一貫して上昇を続け、1980年度には29.5%にまでなった。しかしこの年を境にしてこの比率は下降に転じ、1991年度は13.6%程度と推算され、1973年度以下と見られるに

至った。1975年に私立学校振興助成法が成立したとき、参議院の文教委員会で、なるべく速やかに $\frac{1}{2}$ に達するように努力することという付帯決議を採択しているのであるが、実態はむしろそうした目標から遠ざかる一方である。

そして、国公立大学を学生数で加重平均した日本の大学の学費はアメリカをさえ越えて世界一の高額である。1989年4月現在で大学の学費はアメリカの459,970円に対し、日本は894,137円と、実にその2倍近い額である。ヨーロッパの多くの国々では現在すでに「国際人権規約A第13条第2項(c)」に掲げられた高等教育の漸進的無償化が実現されているという事実があるが、日本の現実にはむしろこうした方向に逆行するものとなっている。そして上の規約の締結国は90数カ国を数えるに至っているが、高等教育無償化条項に留保を付したのは、日本、ルワンダ、マダガスカルだけである。

筆者は各政党・文部省・大蔵省などへの全国連合の要請行動のさい、大蔵省の主計局長や文部担当主計官と面談したことがある。そのさい彼らが進んでいるのは、私学の側の言い分はわかるが、国債の残高がGNPの半分であり、元利あわせた国債費が予算の2割という現状では、「無い袖はふれない」ということである。だが、最近の世界的な緊張緩和、冷戦終結という事態のなかで、防衛とODAの予算のみは突出して膨脹を続けてきた。「金持ち国ニッポン」、「金あまり国ニッポン」の金が政府にも、地方自治体にも、庶民にも行っていないとなると、どこへ行っているのか。いうまでもなく、大企業へである。世界中の土地や会社などを買いあさって、ほかの国々の縮小を買っている日本の大企業の行動、その利潤追求は放置したままで、しわよせは文教や福祉へということになる。

お わ り に

以上大学審議会の最終答申のうち、大学教育の改善と高等教育計画に関する部分について、きわめて概括的な検討を試みた。そしてそこに共通に

浮び上がったのは、今日の大衆化された大学をどのようなものとしてとらえるか、「大学とは何か」という理念なり哲学の欠如であった。

大学に限ったことではないが、公教育の各段階での学校は二つの顔をもっている。それは「学びの場」としての顔と「学歴交付所」としての顔である。そうした事実は日本に限ったことではなく、多かれ少なかれほかの国々にも共通のことであろう。だが、たとえば、スウェーデンでは65歳以上の年金受給者がストックホルム大学の場合全学生の2割を占める。20歳前後の若者だけがほとんど全部という日本と異なり、老いも若きも、障害者も健常者も、男も女も、さまざまな人たちがお互いに刺激を与えあいながら学びあう。これこそがほんとうの大学ではあるまいか。偏差値も同じじ、年齢も似たもの、行く先ホワイトカラー志向で家庭の所得から言っても似たような階層といった等質集団では、お互いの刺激は生まれまいだろう。

俵萌子氏を代表とする「女性による民間教育審議会」は1987年6月に最終教育改革提言を行っているが、その中では、親が子どもの教育に責任をもつのは18歳までとしている。大学は学びたい者が学びたい時に親がかりでなく、自前の経済力で学ぶ場であるとされる。そして、当面、学歴・学校歴による差別をなくすために「学歴差別禁止法」の制定、就職について使用者は同一学校からの採用の集中を排除し、大学に就職のあっせんを求めず独自に公募すること、大学は就職のあっせんをしないことなどを提唱している。臨教審が学歴社会を問題としながら、その解消に向けて何ら具体的な提案をなすことができず、生涯学習社会という方向を出すのみに止まったのに比べれば、実現にはさまざまな困難があるとはいえ、ほんとうの学びの場としての大学をとり戻すためには必要不可欠な提案ということができる。

全国連合では前にも述べたように、来年の秋に向けて第5次の「全国私立大学白書」の公開を企画している。その一方、高等教育政策検討委員会を中心に検討した大学設置基準の弾力化と自己評価、その中でもとくに一般教育の取り扱いを93年度以降の「冬の時代」に向けどのようにしてゆく

かという問題など、今後さらに検討を深め、国庫助成運動の理念についてもこれを再構築しようという方向となっている。そしてこれらの検討を1冊の本にして世に問うという作業も進められようとしている。全国連合では、さきに大学のホンネとタテマエとの乖離を直視しての「助成要求論拠検討委員会」を1982年3月から1年有余にわたって開いた。その報告書では「私大は公共的な存在」という錦の御旗に安住することなく、大学から閉め出された大多数の国民にとっても不可欠であるような大学づくり、改革の実を示すこと、少なくともその努力を傾けることの必要性が強調された。そうした遺産も受け継ぎながら、今後「学びの場」としての大学の復権のため、着実な努力が積み重ねられることが望まれる。